

マネー・ローンダリング防止規則

マネー・ローンダリング防止(AML)およびテロ資金供与防止(CFT)への取り組み

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの子会社である株式会社三菱UFJ銀行(以下「当行」)の活動は、お客さまからの信用と信頼の上に成り立っています。当行は、ウォルフスバーグ・グループ¹の一員として、金融システムの健全性の維持に努め、グローバル金融犯罪の防止に取り組んでいます。

MUFGグループ行動規範で定められたマネー・ローンダリングやテロ資金供与に対する非許容方針(ゼロ・トレランス)に基づき、当行は適用される全てのAML/CFT関連法令²の条文およびその精神を遵守するため、グローバルAML規則を制定しました。

グローバルAML規則およびAMLコンプライアンス・プログラム

当行のグローバルAML規則はすべての従業員に公開されており、以下の行為を禁止しています。

- 金融犯罪に関する活動およびそれを幫助する行為に対する意図的な支援または関与(マネー・ローンダリングおよび犯罪活動に対する資金供与等)
- 金融犯罪を示唆する情報や状況の放置
- 不正または疑わしい活動についての調査、または内部および法執行機関もしくは監督当局への報告に関する事実を、当該活動への関与または関与の疑いのある者に知らせること(「ティッピング・オフ」)
- Know-Your Customer(以下、「KYC」)プロセス³完了前の新規顧客の取引実行(初回預入取引を除く)の許容
- 適切な異例・免除申請を経ず、グローバルKYCスタンダードで規定される、取引が禁止される顧客と取引を開始すること

当行は、MUFG AML 規則に則り、適用すべき範囲で以下のリスクベース統制プロセスを含む AMLコンプライアンス・プログラムを策定しています。

- **AML規則とスタンダード:** 当行が業務を行う各国において適用される規制要件を遵守した、AML規則とスタンダード
- **当行における責任者:** グローバルAMLヘッドや国毎のAMLオフィサー等、AMLコンプライアンス・プログラムの実施やモニタリングを担う責任者の任命

¹ グローバル金融犯罪リスク管理の枠組みや指針の策定を目的とする 12 の国際的な金融機関からなる非政府組織。

² 関連法令には、本邦における犯罪収益移転防止法ならびに米国における銀行秘密法(1970年)(2020年マネー・ローンダリング防止法、2001年米国愛国者法により改正)、ならびに英国における犯罪収益法(2002年)、犯罪資金提供法(2017年)および当行が業務を行う各国における適用法令を含む。

³ 当行は、通常の業務遂行に支障をきたさないために必要かつ、現地法令に抵触しない場合に、本人確認前に顧客との取引を許容することがある。また、限定的に、KYCプロセス完了の一時的な延長、または、特定のKYC要件についての免除手続き・異例扱いを許容することがある。

- **リスクアセスメント**: AMLリスク(顧客、商品・サービス、地理的要素)および統制に関する年次評価
- **KYCフレームワーク**: 本人確認(実質的支配者を含む)、顧客スクリーニング⁴、顧客デューデリジェンス、詳細デューデリジェンス、顧客取引開始/謝絶、定期的な顧客レビュー等の実施を要件とするリスクベースのKYCプロセス
- **AML取引モニタリング**: 通常とは異なる、または潜在的に疑わしい取引を検知するための取引モニタリングシステムやプロセス
- **疑わしい取引の調査/報告**: 適用される規制要件に従い、疑わしい取引を特定し、報告するための調査プロセス
- **特定の種類の顧客との取引禁止**: シェルバンク(実際に存在しない法域でライセンスを受け、法人化された銀行)を含む、特定の種類の顧客との取引禁止
- **情報共有の手順**: 個人情報に関する法令やデータ保護に関する法令、制限の範囲内で、規制当局、法執行機関、政府関係機関、金融機関、および各国調査機関に協力するためのAML情報共有の手順
- **研修**: AMLのリスクおよび統制に関する全役職員向けの定期研修(AML規則や手続き上の規定に関する研修等)
- **記録保管**: 当行のAMLコンプライアンス・プログラムに関する包括的な記録の保管
- **モニタリングおよびに関するレビュー**: AMLに関連する業務において、グローバルAML規則が遵守されていることを確認するためのリスクベース評価(品質保証レビューを含む)
- **テストと監査**: AML 関連の統制プロセスの設計と有効性に関する定期的なテストと監査

役職員の責任と規則違反の対応

当行の役職員は、マネー・ロンダリング対策及びテロ資金供与対策において重要な役割を担っています。全役職員は当行のグローバルAML規則に定める要件を理解・遵守し、グローバルAML規則や、関連する統制に関する疑問や懸念を、上司や匿名チャネルを通じて適時かつ速やかに報告する等、能動的にAMLリスクに対応することを推奨されています。当行は、善意で懸念を報告した者に対する報復を禁止しています。グローバルAML規則に違反した役職員は、解雇を含む懲戒処分の対象となる可能性があります。また、規制当局や当局からの調査対象となる可能性があります。

⁴ 内部手続により、顧客スクリーニングには、経済制裁対象者リスト、取引禁止顧客等の内部リストおよびPEP(重要な公的地位を有する者)に対するスクリーニングを含む。